

建造物

資料紹介 「西行庵再興記」について

千木良礼子

西行庵は円山公園内に所在し、現存する主屋と茶室は江戸時代の建物を明治期に移築したもので、平成31年3月に京都市指定有形文化財（建造物）となっている。この地は平安末期の歌僧西行が一時庵を結んだと伝わる。その後荒廃していたが、明治期に宮田小文によって再興された。ここで紹介する「西行庵再興記」には、宮田が再興した時の土地の拝借願や主屋や茶室を建てる際の建築願、建築変更願などの写しが仕様書や図面とともに載っている。また、宮田が建物の普請を大工平井竹次郎に依頼した様子も書かれており、当時宮田がどのような建物を建てようとしていたのかがわかる資料として貴重である。ここでは資料紹介として、「西行庵再興記」の翻刻文を以下に載せる。なお、原本の行取り、改丁に順次、改丁は└で示し、朱書きは太字とする。

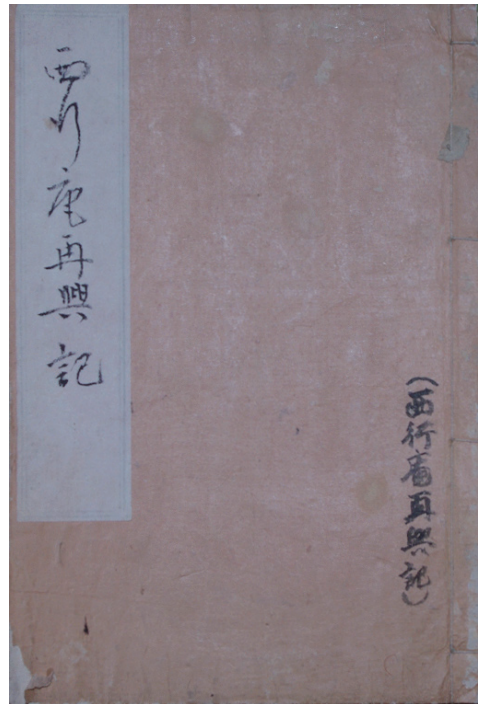


図1 西行庵再興記

千木良礼子^{ちぎられいこ}（文化財保護課 文化財保護技師（建造物担当））

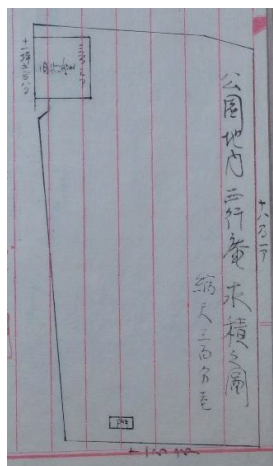


図3

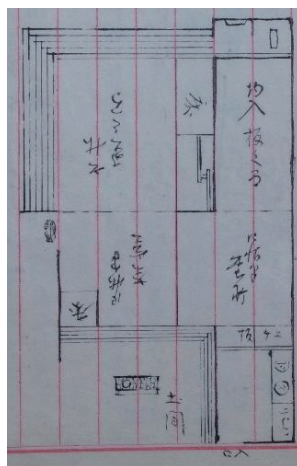


図2

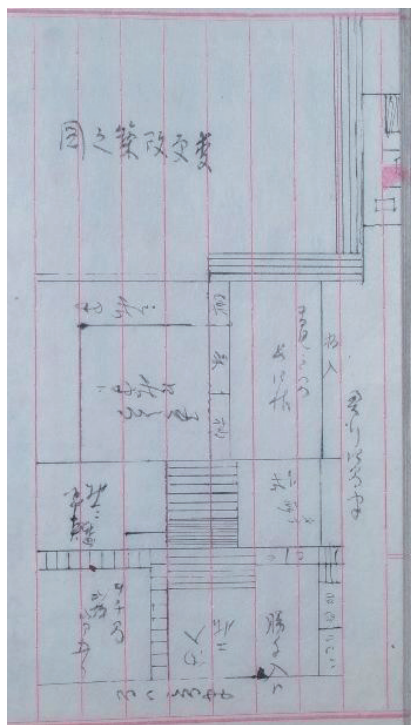


図4 「変更改築之図」

託生淨刹疾成仏道矣今当除髮

授衣仰願三宝哀愍加護如法成就

次西行庵講中祭文

ねかはくは花の下にて春しなん其きさらきも

詠せし上人の古き庵には見ぬ世の春をし・・・ (十八丁裏)

(回向疏(1)読み下し文)

回向疏 上来得度行法所有の功德を以梵天、帝釈、四天王、日月星辰、諸宿曜など、天龍八部、護法善神、大日本國大小神祇、当所の鎮

守祇園大明神(2)などに回向し(3)る。感光を倍增やし伏して願う

今上皇帝聖化窮み無く、文武百僚(4)永く禄位に居し

師僧父母増道安穩、四海万人除災受福ならしめ下る

開基西行上人、中興頓阿法師、善賢行願、速疾

円満、乃至結縁の諸群生同無上菩提を成すことを

表白 敬いて教主釈迦文仏、西方無量寿仏、十方三世一切諸仏、真

如所流妙法蔵、大小賢聖の僧伽耶に白す。恭く惟は衆生(4)本有の

心性は湛虚空の悦す但無住を為るに由りて、性は元初の一念、自

尔として妄動す。覺に背き塵に合して見相を能所に生じ、惑を起し業

を造て苦果を六道に結ぶ。我大覺世尊此の迷妄を憫み、三宝を安立し

て含識の歸する所を指し、八正を開明して還源の妙道を示す。返流の

源始は早く剌染の請白に由り、発行之先驅は無作の戒躰を以す。

此良導に由るに非自ら、誰か能く常樂に到ことを得ん。

奥に宮田小文なるもの有り。夙に多福を極て人道に生在す。三宝に帰

崇し、生死之染まり易く鮮脱之成り難きを知る。専ら出俗を慕ひ、敬

しく難染を求む。予之涼徳(5)なる。寧ろ斯索に應ぜし。然れどもただ

仏種の続命を喜び、僭越之咎を顧りみず。諱を西行法師円位上人冥鑑

を仰て乃度與せんと欲す。冀は仏子毘尼の稚詰に循ひ、貞潔を

水霜に争ひ。広度ノ之(ま)心虚空に齋く。積劫之徳須弥よりも高く、生を

淨刹に詫て疾く仏道を成せん。今当に髪を除き衣を授べし。仰ぎ願ひ

て三宝哀愍加護より如法成就せん

次西行庵講中祭文

ねかはくは花の下にて春しなん其きさらきと

詠せし上人の古き庵には見ぬ世の春をし・・・

注

1 回向疏…回向についての説明。

回向…死者の安寧を願うこと。読経。

2 祇園大明神…八坂神社

3 百僚…多くの役人

4 群生…全ての生き物

5 涼徳…思いやりのない人柄

軸を集められき）予ハ予てより十一月十九日に遷座入

庵得度し三式を兼ねて執行の□□たりしも

不識庵聴秋翁芭蕉翁二百年忌々日にヨリ東

福寺通天橋下へ紀念碑を建る由二付予ハ天長

節迄延引して則廿三日ニ三式を執行す此日

や前々日ヨリ雨あめもよおす催もよほすにて如何ならんとあやぶみしも

一滴の雨を降さず十二時頃より快晴となりしハ

我々人共二よろこべり時季や恰まよしくも宜よろしく紅葉の濃く

薄く色を交へてはいいあり為めに杖を曳くの

人千名にも及べりそうれし

遷座式ハ午前八時管之禎和尚（相国寺末銀閣寺

住職）西行圓位上人。頓阿法師。冷泉為世入道。三像を

坐す読経開門して諸人参詣次予の入庵式あり

て一□へ挨拶得度式ハ午后一時にして予ハ圓

位上人直徒弟となり依て川合梁定和尚（北野下の森西

丁西正寺住職）副師僧となりて予を得度す随僧八

名と芭蕉堂ヨリ西行堂像前二昇る（此間音楽）読経

正式得度戒名行圓法師となれり式修へて冷木

孝道子献奏尺八アリ（秋回）

回向疏 以上□得度行法所有功德回向梵天帝

釈四大天王日月星辰諸宿曜等。天龍八部護法

善神。大日本國大小神祇当所鎮守祇園大

」（十六丁裏）

明神等。倍增感光伏願

今上皇帝聖化無窮。文武百僚永居祿位

師僧父母增道安穩四海万人除災受福。

開基西行上人中興頓阿法師。善賢行願速疾

円満・乃至結縁諸群生同成無上菩提

表白 敬白教主釈迦文仏西方無量寿仏十

方三世一切諸仏。真如所流妙法蔵大小賢聖僧

伽耶。恭惟衆生本有心性湛悦虚空但由

無住為性元初一念自尔妄動。背覺合

塵生見相於能所。起惑造業結苦果

於六道。我大覺世尊憫此迷妄。安立三

宝指含識所歸開明八正示還源

妙道返流之源始由早剃染請白發行

之先驅以無作戒躰自非由此良導誰

能得到常樂。 奥有宮田小文夙

□（願力）多福生在入道。 歸崇三玉知生死之

易染鮮脱之難成。 專慕出俗敬求

雜染。 予之涼德寧應斯索然但喜

仏種統命不顧僭越之咎諱仰西行

法師円位上人冥鑑乃欲度與焉。 冀仏

子循毘尼□（稱号）詰争貞潔於水霜。 広度

之心齋於虚空積劫之德高於須弥

」（十七丁表）

」（十七丁裏）

」（十八丁表）

茶事用而已専用一室得度心掛居しニ幸ひなる

哉偶然にも中川靖太郎氏の師たりし春日讚岐守

(後チ潜庵号久我大納言殿從臣) 茶室を報知ほうち

致し呉候者あり依て一見の上直チニ買得して

東山公園地西行庵境内 市第三六六

茶室建築願 廿六年九月廿七日

東山公園地西行庵境内家屋建築仕住居之

義御可許相成既ニ建築も略落成仕候就テハ

迎賓ノ未夕座敷等無之候処幸ひ葛野郡

衣笠村字小北山村之下久我殿別荘タリシ

二有之東西式間南北三間之平家建ニテ至極

風致宜敷真式之茶室タリシヲ転移し尚

一層充分風致能ク手入之上建築仕度候

間何卒願通御聞届之程御許聴被成度候

則別紙函面仕様書相添此如御願申上候也

明治廿六年

京都市上京区大宮通笹屋町

九月廿七日

石薬師町十番戸平民

宮田安次郎 印

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉殿

市指第一九六号

書面願之通り聞届候事

但工事竣成ノ上ハ其旨届出檢

査ヲ受クベキ義ト心得べし

明治廿六年十月四日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉 印

仕様書

一 平屋建茶室 東西式間 南北三間

壹棟

但し棟瓦葺四方ナカレ軒先半間程ツゝ

檜皮葺

此間数

一 茶室 床之間付 長四帖

一 次間 脇棚地袋アリ 五帖ト

水ヤ付 板之間アリ

一間半押入付

右之通りニ御座候也

旧宅ヲ離れ西行庵へ転住

花苗日時を經過し漸やく十一月吉日を以て転住す

(此日建仁寺々中及ヒ有楽館ニおゐて円山応挙一百年祭

を森寛齋翁執行せり翁ハ当年八十の賀筵がえんを十月七日

京都博覧会場ヲ借りて催され翁の筆ニなれる数百の画

「(十五丁裏)」

「(十五丁表)」

「(十六丁表)」

支払万端致杯ブチ明咄をして依願せし直

チニ承託致し呉候故手伝左官瓦師ニ至る迄一

切依願し予が須磨へ行事情も申し述八月

二日一番汽車にて出立せり(家屋変更聞届之

指令ハ八月五日聞届之趣須磨滞在中ニ通知ありし

尚悉皆運送済ニ相成候趣きも)

十五日夕汽車にて帰京し直チニ普請場へ趣き

しに豈ニ凶ラン未ダ地をならしたる而已にて樹

木の事許にて角倉属ト何歟行ちかひを生じ

彼是延引せる由故予ハ直チに参事会へ

罷出し角倉氏紀念殿地鎮祭の事許にて

多忙の由故面会を得ず且ツ公園事務ニハ

余程冷淡なりと言ん歟故ニ予も建築地所の

打合せもなさずして九月三日(紀念殿地鎮祭の同

日に)礎をなし四日建築ニ取係レリ角倉氏ハ

其の為ニハアラサレトモ職ヲ免セラレ竹内属事務

員トなられたり

扱々坊主になるに安次郎ト云名も□^(妙)ならざるを以

て終ニ

「(十二丁裏)

京都市上京区大宮通笹屋町

石薬師町十二番戸平民

宮田安次郎

私儀今回京都市上京区一条通御藤通東入

西町西正寺住職川合梁定ノ徒弟ト

相成得度致候処俗名ノ俣ニテハ宗旨専

門修学ニ差支ヲ生ジ困却致候間宮

田小文ト改名致度何卒速ニ御聞届被

成下候様此通運署ヲ以テ願上候也

明治廿六年

十月廿七日

右

宮田安次郎 印

「(十三丁裏)

師僧

川合梁定 印

上京区烏丸通御池上二条殿町

第廿四番戸平民

親類惣代古藤嘉七 印

京都府知事千田貞暁殿

巽第三二八九号

書面願之趣聞届候事

明治廿六年十月三十一日

京都府知事千田貞暁 印

「(十四丁表)

改名御願

甲第七三之七
廿六年十月廿七日 佐藤印

明治廿六年
七月廿八日

京都市上京区大宮通笹屋町
石薬師町十二番戸平民

「(九丁裏)

宮田安次郎 印

京都市参事会
京都府知事 千田貞暁殿

一 平家建
奥行南北四間半
間口東西三間半
但し麦藁葺 北ナカレ軒先一間半瓦葺
此間数 七 仕切
奥之間畳 八帖
一 書見之間畳 式間長板入 四帖
一 茶之間畳 向板 三帖
一 台所 押入付 式帖
一 雑物入 板之間 式帖
一 落子間 腰掛縁付 式坪
シキ瓦 式□五□
一 台所勝手ハシリ廻り 一坪半
外一 水屋 一ヶ所

「(十丁表)

外一 西南隅 □流れ付 両便所
一坪

一ヶ所

右之通ニ御座候也

「(十丁裏)

市指第一七二号 (参事会影印)

書面願之趣聞届候条来ル九月

中ニ工事竣成ナサムベキ事

但本文期限内ニ工事落成セサル

トキハ後指令ハ無効タルベシ且ツ壁色

ハ総テ取調申出認可ヲ受クベシ

京都市参事会

京都府知事 千田貞暁 印

「(十一丁表)

(※図4)

「(十一丁裏)

茲ニ突然須磨海水ニ行かざるを得ざる事の出来せりソハ川端四条上西村理一郎女子病氣保養のため海水ニ行度も同道の人なき故同道致し呉候様依頼されし故右西行庵再建の事情を述べ全氏より蛸薬師烏丸西入沢村芳之助君へ申入呉金借出来せしを以て西加茂開キ村の家屋買得して運送に至る迄扨且ツ大工八名を聞居る而已ニて未タ一面識も無之平井竹次郎氏(土や町上長者町下 数奇屋師大工)へ西行庵再興の事情を述べ有志金集るを以て

あとしめてみぬ世の春をしのふかなそのきさらきの花の下陰
また西行上人跡の雙林寺に住給し頃二月十六日人々来て
仏事行ひ歌を讀給しことを思ひ出て

昔しとも又しのはるゝ跡とひしそのきさらきの春のおもかけ
など草庵集にみえたるにてもしるべし故に古来より名高」(七丁裏)
き草庵なれハ風雅の人々春毎につとひ来て西行上人の

影前に和歌の筵を開き手向の供養ありしも今ハ看
守の人無く随て頽敗きわまり香花供するによしなく

なり哀れの極なりけり今度有志の方々かく名蹟の
消ゆくはなげくに余り有りと再建すへきの協議

もとゝのひ則さる庵を譲り受け此にひき移して長
く保護を加へ春毎の花の供養を昔しの如く営み

名蹟をして千秋に伝んとす抑西行上人の故蹟
ハ世に彼是伝ふれと当所の如き正しき由緒の有

るハ尤もまれ也豈是を頽敗にして止むべけん哉
是則再建を謀る所謂也有志の諸君其然るを

案しるが止むへからざるを賛成補助あるを希ふと
いふ且つ補助の諸君ハ名簿帖に詳にしるし

西行庵に長く伝ふへき也

明治廿六年七月

発起 宮田小文 謹述

再伸 落成之上ハ入庵得度之両式を兼て執行仕度候に

付其砌ハ御案内に及候間御尊束を希上候

右数冊ニ刷候ハ、知己ニ依頼して浄財喜捨を乞

へりさりながら建築落成期ハ九月三十日とありて

ハ到底新築二期日を得ざるを恨らみし二恰も

宜く愛宕郡字開キ村ニありし亡中川靖太郎先生

と云へる陽明学者の住居候藁葺家ありを^得たり(是

元大徳寺々中真珠庵下浄妙庵たりし) 実ニ予力考

案の建築図卜伯仲せるを以て前田玄七子(油小路

一条上)を以て真珠庵住職上田宗立和尚二亘り

相談出来せり故ニ直チニ

市第三三三

廿六年七月十九日 キ村印

円山公園西行庵内家屋

建築変更許可願

一京都市下京区円山公園之内西行庵敷地西

北隅へ甲図面之家屋建築之義許可相成

候得共何分建築限日之都合ニヨリ別紙張

紙図面之通り間口東西三間半奥行南北

四間半麦藁葺(西鴨ヒラキ村ニ在之亡中川靖

太郎氏寓居鷄鳴学舎タリシ) 古建家ヲ移

転シ最も北流レ軒先ノ如キハ一間半を瓦フキ

ニ改造し且ツ充分風致上一層宜敷様變更

仕候間何卒願通御聴許被成下度候則別紙

図面相添此段奉願候也

」(九丁表)

」(八丁裏)

茶室

四帖半

台所

四帖半

表土間

腰掛椽付
中央据釜付

奥行一間半
間口貳間

物入板之間

長四帖

台所庭廻り

奥行一間半
間口一間

右之通ニ御座候也

「(五丁表)

(京都市参事会割印)

市指第一五六号

書面願之趣西北隅之建物ニ限り

聞届候条来ル九月三十日迄ニ工事

竣成セシメ其旨可届出事

但本文期日内ニ工事竣成セサルトキ

ハ本指令ハ無効ニ属ス且工事仕

様風致ニ関スルモノト認ムルトキハ臨時

変更ヲ命スル事アルベシ

明治廿六年七月廿日

京都市参事会

京都府知事 千田貞暁 印

「(五丁裏)

新築絵図面

(※図2)

「(六丁表)

(※図3)

借用地之図

「(六丁裏)

右之如く出願せしも到底六ヶ敷とひ居り申候予思

つき也三十余日を経て〔六月十五日出願〕前頭朱書之
〔七月廿日許可〕

如ク許可あらんか然るに予のいさゝか苦るし

みしハ予ハ達磨之再来にやあらん歎無一物に

して前後の考もなくヤツ□□物の家屋新

築するの策ニ苦るしみ富岡鉄斎翁(室町一条下)

に西行庵再興の代作を依頼せしニ早速托せ

られて

東山西行庵再建之

雙林寺境内に西行庵といふハ古昔圓位上人此に大

「(七丁表)

樹の桜有之を愛し給ひ春毎に花の陰にやとせしめ

ねかわくハ花のもとにて春しなんそのきさらきのもち月の頃

是其旧跡にして世にも名高き草庵なりけり其後頓阿

法師西行上人の故蹟を慕ひ此庵に住れけるか故よめる

歌二

市指第一五五号

書面之地所使用差許候條

左之通可心得事

明治廿六年七月吉日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉 印

- 一 使用地域並地坪等ハ別紙甲乙図面之通
- 一 在来ノ碑石樹木石類ハ使用中之ヲ

保管スベシ 但保管証書ヲ差出スベシ

- 一 西行堂ヲ監守スベシ

- 一 前二項ハ使用地人ノ義務ニ属ス

ベキ事

- 一 西行堂へ諸人通行ノ自由ニ参詣セシム

ベキ事

- 一 使用地ニ建物新築増築シ又ハ修繕

ヲ加ヘ樹木ヲ植付ケ庭石ノ類ヲ備

付其他庭園等ノ模様替等ハ総テ

本會ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ

為ス事ヲ得ス

市第二四九

廿六年六月十六日 キタ村印

円山公園西行庵内

家屋建築願

- 一 京都市下京区円山公園地之内西行庵

西北隅へ図面之如キ間口三間奥行

五間半之風致上宜敷様別紙図面之通り

建築仕候間何卒右願意御聞届被成下度則

仕様書相添此段奉願候也

京都市上京区大宮通笹屋町下ル

石薬師町十二番戸平民

宮田文次郎 印

明治廿六年

六月十五日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉殿

(京都市参事会印影)

仕様書

- 一 平家建

但し瓦葺軒先檜皮

間口 三間

奥行 五間半

此間数

畳之間 一間本床 六帖

一間脇床付

「(四丁裏)

「(四丁裏)

(翻刻文)

予か西行庵を再興せしハい唯思つき也といふ
の外なかりき抑も咄しの最初と云ハ予が唇友^(題)

古藤□水子(烏丸御池上精物料理業古藤嘉三郎)云ラク

東山西行庵境内借地出願の旨ぞくぞくある趣

日の出新聞にて見かけたり(笑ひながら)君も運動し

てハ如何予も(笑ひながら)いろ気なきにしもあらざるも

既に希望者の十四五名もありてハ到底ダメだから

望む事及ふべからずと云捨けり其後十四五日過ぎ

て市事務掛木村与三郎君(五条新町東入斜鼻教

人五新堂ト云)他用にて面会之ため京都府へ至りし

御談適々西行庵の事に及び予も西行庵にわ

いる気あり予に彼地を許可するれバ西行堂

を再興の念ありと言いしに木村氏の言ラク私旨

ハ野尻君(府会副議長)のため運動して居るも

君が出願なすならバ一聲を陳べんと故に予ハ

其翌日

市第二四八
廿六年六月十六日 木村印

円山公園地拝借願

京都市円山公園地之内西行庵

一 此地坪式百拾六坪九合九勺

此拝借料 一ヶ年金拾五円拾九銭也

但し一坪二付金七銭 明治廿六年ヨリ

全参拾年迄五ヶ年期

右拝借仕候上ハ同地所へ別紙風致上宜敷

様家屋ヲ建築シ永住仕度御許可之上ハ

西行庵保護ハ元ヨリ少シモ見苦敷所

業不仕尤公園地御規則等堅ク遵守

可仕候間期限内借用之義何卒御聴許

被成下度則凶面相添此段奉願候也

明治廿六年
六月十五日 京都市上京区大宮通笹屋町下ル

石薬師町十二番戸平民
宮田安次郎 印

京都市下京区蛸薬師通堺町
雁金町八番戸平民
保証人 今井清次郎 印

保証人 能勢儀兵衛 印

全市上京区新町丸太町北入

春帯町第五番戸平民

保証人 能勢儀兵衛 印

京都市参事会

京都市参事 千田貞暁殿

京都市参事会

京都市参事 千田貞暁殿

(京都市参事会割印影)

(二丁裏)

